

猪苗代湖一周サイクルツーリズム「イナイチ」ロゴマークの利用要領

(目的)

第1条 この要領は、郡山市（以下「市」という。）が取り組んでいる猪苗代湖一周サイクルツーリズム（以下「イナイチ」という。）を広く周知するため、イナイチロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(ロゴマークの利用に関する権利)

第2条 ロゴマークの利用に関する一切の権利は、市に属する。

(ロゴマークの利用届)

第3条 ロゴマークを利用しようとする者は、市長宛てに「ロゴマーク利用届」（様式第1号、以下「利用届」という。）を提出しなければならない。

(利用事業者の制限)

第4条 市長は、ロゴマーク利用届出者（届出者が法人の場合、第1号の規定においては法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定の政党若しくは宗教団体の支援若しくは支援するおそれがある者
- (4) 市の指名停止措置を受けている者
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (6) 本市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(利用の制限)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、利用届出者のロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を制限できるものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（市を除く）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2に規定する営業に利用される場合
- (7) ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) イナイチのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) その他、市長がロゴマークの利用が適当でないとする場合

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマークの利用にあたっては、「I N A I C H I ロゴマークマニュアル」を遵守し、利用届の内容に限ること。利用届の内容を変更する場合は、新たに利用届を提出すること。
- (3) 利用の内容を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (5) 利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。
- (6) 売上調査その他の照会に応じること。
- (7) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第7条 ロゴマークの利用料については、無料とする。

(利用の停止等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の停止を求めることができる。

- (1) 受理した届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (2) 第4条第1項又は第5条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (3) 第6条の遵守事項に違反した場合
 - (4) その他、利用の継続が不相当であると認められた場合
- 2 市長は、前項に規定する利用の停止を求めた場合は、「ロゴマーク利用停止通知書」（様式第2号、以下「利用停止通知書」という。）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
 - 3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用停止の日からロゴマークを利用することはできない。
 - 4 市長は、利用の停止を受けた者に対して、利用の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
 - 5 市長は前3項の規定により、利用の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用届の取下げ)

第9条 利用届を提出した者は、その届出について、「ロゴマーク取下げ届」(様式第3号、以下「取下げ届」という。)を市長へ提出することで、当該届出を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第10条 この要領による利用届出は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について、市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要領による利用届出及びロゴマークの利用に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第12条 市は、利用届を受理したことに起因し、利用者が生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うように命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第13条 市長は、ロゴマークの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用届の受理状況並びに停止状況について情報を公開することができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月13日から適用する。